



# 令和3年4月からスマートフォンアプリで

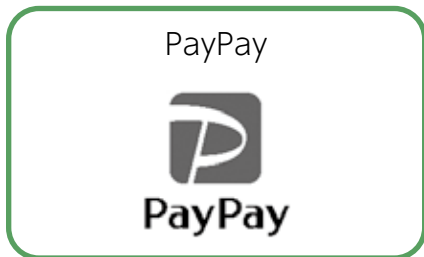
## 町税などの納付ができます

令和3年4月1日からスマートフォンアプリを利用した町税、保険料、水道料金などの納付が可能になります。納付書などに印字されているバーコードをスマートフォンなどのカメラで読み取るだけで、役場や金融機関、コンビニエンスストアなどの窓口へ出向かなくても、事前に登録された銀行口座などから納付することができます。

### 納付可能な町税など

- ▽ 町県民税(普通徴収)
- ▽ 固定資産税・都市計画税
- ▽ 軽自動車税(種別割)
- ▽ 国民健康保険税
- ▽ 後期高齢者医療保険料
- ▽ 介護保険料
- ▽ 水道料金
- ▽ 下水道使用料

### 利用可能なスマートフォンアプリ



### 注意事項

- ▽ 領収証書や継続検査(車検)用納税証明書は発行されません。必要な方は指定された金融機関や役場出納室、コンビニエンスストアなどの窓口で納付してください。継続検査(車検)用納税証明書が必要な方については役場税務課で申請することもできます。
- ▽ 納期限が過ぎたもの、バーコードの印字がないものは利用できません。
- ▽ 納付書1枚当たりの金額が30万円を超えるものは利用できません。
- ▽ 納付の取り消しはできません。あらかじめご了承ください。
- ※ その他詳しい内容については、町ホームページ  
(<http://www.town.agui.lg.jp/ka/smartpay.html>)を確認してください。



### 問い合わせ先

- ▽ 町県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)について 税務課収納係 ☎(48) 1111(内1108)
- ▽ 国民健康保険税について 住民福祉課国保年金係 ☎(48) 1111(内1118)
- ▽ 後期高齢者医療保険料について 住民福祉課福祉医療係 ☎(48) 1111(内1119)
- ▽ 介護保険料について 健康介護課介護保険係 ☎(48) 1111(内1125)
- ▽ 水道料金、下水道使用料について 上下水道課上水業務係 ☎(48) 1111(内1219)

## 特設公衆電話の設置・利用に関する災害協定を締結

西日本電信電話株式会社と、「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」を締結しました。この覚書により、避難所に災害時非常用電話を設置することができます。

- 問い合わせ先 防災交通課防災係 ☎(48) 1111(内1209)

